

2025年10月

お客さまへ

株式会社 大垣共立銀行

外国人のお客さまへの「在留期間満了日を超過した場合のお取引制限」 および「口座開設のお手続き」に関する重要なお知らせ

近年わが国では、電話をかけるなどして信用させ現金等をだましとる特殊詐欺が多発しており、当社もマネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止の管理態勢を強化し、安心・安全な金融システムの維持に努めております。

こうした背景から、当社では、口座開設時に、外国人のお客さまには在留カードをご提示いただき、在留資格や在留期間満了日等を確認させていただいておりますが、金融庁策定の「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」、及び警察庁からの要請もあり、2025年10月1日から、お届けいただいている在留期間満了日を超過した場合や在留カード等のご提示に応じていただけない場合は、当社各種預金規定に基づく一部のお取引を、下記の通り制限させていただきます。

なお、在留資格や在留期間満了日等の確認が完了している場合は、お取引の制限の対象となりません。

また、外国人のお客さまが、口座開設される際の条件についても下記の通り新たに制定いたします。

何卒ご理解・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

1. 「口座開設のお手続き」について

外国人のお客さまが新規口座を開設される際には、以下の条件を満たしていただく必要があります。

(1) 在留カードのご提示

在留資格や在留期間満了日を確認させていただきます。

※外交官等の方で、在留カードを交付されていない場合は、在留カードのご提示は不要です。

(2) 在留期間満了日までの残存期間が3ヵ月以上あること

口座開設時点において、在留期間満了日までの残存期間が3ヵ月未満の場合、口座開設はいたしかねます。在留期間が更新された後に、改めてお申し込みいただきますようお願いいたします。

2. 「在留期間満了日を超過した場合のお取引制限」について

(1) お取引制限の対象となるお客さま（当社各種預金規定による）

当社にお届けの在留期間満了日を超過しているお客さま

(2) お取引制限の対象となる取引

現金出金、振込出金

(3) お取引制限の解除手続き

店舗窓口でのお手続きとなりますので、以下の①、②をご持参ください。

①在留カード（在留期間更新後のもの）

※なお、在留期間更新手続き中の場合は、在留カードに加えて「在留期間更新の申請控え」や「出入国在留管理庁からの受付完了メール」等を確認させていただきます。

②通帳、またはキャッシュカード（現在ご利用中のお口座のもの）

3. 実施日

2025年10月1日（水）

以 上